

地方独立行政法人静岡県立病院機構 中期計画

前文

地方独立行政法人静岡県立病院機構（以下「県立病院機構」という。）は、平成21年度の法人設立以来、高度・専門・特殊医療や救急・急性期医療等の分野において第一級の病院であること、地域医療を確保するための支援の中心的機能を果たすことを使命とし、本県の政策医療を担いながら県立病院機構職員一丸となって健全な業務運営に取り組んできました。

しかしながら、少子高齢化、疾病構造の変化や社会保障費の増大等、対応していく課題はますます増加しており、国は医療提供体制の改革を進めています。

平成26年度から始まる第2期中期計画期間においては、引き続き救急医療等を始めとした高度で専門的な医療の提供及び地域医療の支援に重点を置くとともに、医療技術の進歩を的確に取り入れ、県民の皆様の医療に対する期待に応えるべく、先進的な医療の提供に積極的に努めていきます。

県立病院機構は、下記の基本方針に従って中期計画を策定し、県から示された中期目標の達成に向けて職員が一致協力して取り組み、県民の皆様の信頼と安心を得る病院であり続けるとともに、本県の医療の確保と向上に貢献していきます。

- 1 科学的根拠に基づく最適な医療を安全に提供し、県民に信頼される「第一級の病院」として、本県医療の規範となる役割を果たす。
- 2 「地域医療支援の中心的機能」を果たすべく、高度・専門・特殊医療、救急・急性期医療等、他の医療機関では対応困難な医療や不採算医療など、県の医療政策に対し積極的に取り組む。
- 3 教育研修や臨床研究機能の充実強化、就労環境を向上することにより魅力ある病院づくりに努め、優秀な人材の確保と育成に最優先で取り組むとともに、県との協働による本県の医師確保対策に取り組む。
- 4 職員一人ひとりが医療の質の向上を目指し、先駆的な取組や業務の改革・改善に努めるとともに、その成果を情報発信し、県民や他の医療機関との共有を図る。

第1 中期計画の期間

平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年間とする。

第2 県民に対して提供する医療サービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

県民の医療ニーズに的確に対応していくため、県立病院にふさわしい優れた人材の確保及び育成に重点的に取り組む。

また、県内医療水準の向上を目指し、地域医療支援の中心的機能を果たすため、人材、技術、施設、情報など県立病院が有する医療資源の地域への開放や成果の情報発信を引き続き推進する。

1 医療の提供

県立病院機構の全職員は、県立病院が担う役割と責任を認識するとともに、医療機関に求められる基本的な診療理念を理解し、医療の提供に当たってはそれを実践する。

(1) 基本的な診療理念

診療に当たっては、患者自らが選択し納得できるよう、患者への十分な説明など、患者との信頼関係の構築に努めるとともに、科学的根拠に基づく医療を安全に提供するため、医療技術の向上、チーム医療の推進、医療安全対策の充実などに取り組む。

(2) 県立病院が担う役割

県立病院が担う高度・専門・特殊医療が確実に提供できるよう、地域の医療機関との相互連携や機能分担を進める。併せて、情報通信技術を活用した医療連携や疾患ごとの地域連携ネットワークづくりを進める。また、先進的技術・治療法の導入についても積極的に取り組む。

(3) 県立病院が重点的に取り組む医療

県が掲げる7疾病5事業を念頭に、各県立病院が専門性を活かしつつ、県立病院間や地域の医療機関との連携を強化して、病態に即した的確な医療を提供する。特に、全国的な課題とされている救急医療や急性期医療の充実に重点的に取り組む。

ア 循環器疾患・がん疾患については、小児は県立こども病院が、成人は県立総合病院がそれぞれ県内の中核病院の機能を果たしていく。

イ 周産期医療における産科合併症及び脳卒中等産科以外の疾患による合併症や精神科患者の身体合併症などについては、各県立病院が連携して取り組む。

- ウ 結核指定医療機関、エイズ拠点病院及び難病医療協力病院等として感染症医療や難病医療に着実に取り組む。
- エ 先進的医療である移植医療に取り組む。
- オ リハビリテーションや相談援助の体制を充実し、患者の社会復帰、生活支援、就学・就労につながる支援等に取り組む。
- カ 遺伝子解析・診断を活用した疾患の予防、治療及び相談支援に取り組む。
- キ 認知症については、鑑別診断や周辺症状と身体合併に対する急性期治療、専門医療相談等の実施に取り組む。また、発達障害については、鑑別診断や治療を実施するとともに、地域の保健福祉関係者への助言等の医学的支援や、医療従事者や教育関係者に対する研修の実施に取り組む。
- ク 高度・専門・特殊医療を県民に提供する第一級の病院であり続けるために、低侵襲治療や高度な治療への対応の強化（ハイブリッド手術室の整備、ロボット支援手術・放射線治療等の拡充）など、医療を取り巻く環境変化に応じて、先進的な施設及び機器等の充実に取り組む。
- ケ 各県立病院は医療の提供に当たり、次のとおり重点的に取り組む。

(ア) 県立総合病院

- ・急性心筋梗塞、脳卒中等の循環器疾患において、24時間を通して高度な専門的治療を提供する。加えて、生活習慣病としての危険因子を管理するため、地域の医療機関との連携を強化する。
- ・がん患者に対し、地域がん診療連携拠点病院として、最新・最良の診断、ロボット支援手術などの先進的手術及び化学療法、放射線治療を組み合わせた高度な集学的治療や予防医療を提供する体制を整備するとともに、地域の医療機関等と連携した緩和ケアや終末期医療を提供していく。
- ・救命救急センターとして一層の充実を図るとともに、広範囲熱傷等の特殊疾病患者に対応するため、高度救命救急センターを目指した整備を図る。

(イ) 県立こころの医療センター

- ・24時間を通して精神科救急医療相談に応じるとともに、救急患者を受け入れ、新たな入院患者が早期に退院し社会復帰できるよう支援する精神科救急・急性期医療の提供体制の整備を図る。
- ・他の医療機関では対応困難な精神疾患患者への先進的治療に積極的に

取り組む。

- ・入院患者が早期に退院し、地域で安心して生活できるように、多職種チームによる包括的在宅医療支援体制を構築する。
- ・「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」の司法精神医療について、指定医療機関としての役割を積極的に果たす。

(ウ) 県立こども病院

- ・小児重症心疾患患者に対し、24時間を通して高度な先進的治療を提供するため、ハイブリッド手術室等の先進設備を整備する。加えて、小児心疾患治療のリーディング施設として専門医等の育成に努める。
- ・地域の医療機関と連携して、ハイリスク胎児・妊婦を早期に把握、治療するための一貫した医療システムの構築に努めるとともに、新生児に対して、高度な先進的治療を提供するための体制を拡充する。
- ・本県における小児がんの拠点機能を有する病院として、高度な集学的治療に積極的に取り組む。
- ・24時間を通して重篤な小児救命救急患者の受入体制を維持・強化するとともに、救急医療全般にわたって地域の医療機関と分担して受け入れる体制を整備する。
- ・精神疾患を持つ小児患者やその家族に対して、児童精神科分野における中核的機能の発揮に努める。

2 医療に関する技術者（医師、看護師等医療従事者）の研修を通じた育成と質の向上

県立病院が提供する医療の質の向上を図り、最適な医療を安全に提供するため、医療従事者が専門業務に専念できる体制の整備や就労環境の向上などを図ることにより、優秀な人材の確保に努めるとともに、教育研修機能の充実や国内外の医療機関との交流などを推進し、医療従事者の育成に積極的に取り組む。

(1) 医師の卒後臨床研修の充実・強化等

県立病院が核となり、特色のある研修プログラムの開発とその推進体制を強化し、研修医にとって魅力あるプログラムを提供する。また、県立総合病院のメディカルスキルアップセンターの利活用や、県立こども病院のラーニングセンター整備を行い、医師、看護師及びその他の医療従事者の教育研修

体制の強化に努めるとともに、実習生の受入れや職員の派遣等、国内外の医療機関との交流を進める。

(2) 就労環境の向上

仕事と生活の調和に配慮した雇用形態や勤務時間の設定、時間外勤務の縮減、職員の健康保持への配慮や院内保育所の活用など、職員が働きやすく、また、働きがいを実感できるような環境づくりを進める。

(3) 知識や技術の普及

医療従事者が他の機関・団体における研修や研究等の活動に参画しやすい体制を維持するとともに、院内研修等教育研修機能を県内の医療従事者へ積極的に開放していく。

3 医療に関する調査及び研究

県内医療水準の向上に寄与するため、病院が有する医療資源の活用、院外への情報発信、他の機関との連携を図りながら、調査及び研究に取り組む。また、それらを円滑に進めるため、診療録の電子化等の医療情報基盤の整備・充実強化に努める。

(1) 研究機能の強化

生活習慣病や遺伝子診療、脳科学等の臨床研究を行うことのできる環境の整備及び研究支援体制の充実を図る。また、治験や調査研究事業に積極的に参画できるよう引き続き体制を整備する。さらに、県立大学等の研究機関との共同研究にも取り組む。

(2) 診療等の情報の活用

診療録等医療情報の電子化や管理機能の充実を図るなど、エビデンスを集積し、カンファレンス、臨床研修、臨床研究等において活用し医療の質の向上を図る。また、学会、講習会、研究会等へ情報発信しやすい体制を整備する。

(3) 県民への情報提供の充実

定期的に公開講座、医療相談会等を開催するとともに、ホームページ等で健康管理・増進などについての情報を提供するなど、様々な方法で県民への

情報提供を進める。

4 医療に関する地域への支援

地域医療を確保するための支援の中心的機能を果たすため、県立病院が有する医療資源を積極的に活用するなど、積極的な支援を進める。

(1) 本県の医師確保対策への取組

県との協働による本県の医師確保対策に取り組むとともに、県立病院の医師の増員及び育成を図り、地域医療を支える県内医療機関への医師派遣の充実に取り組む。

(2) 地域医療への支援

情報通信技術を活用した医療連携や遠隔診断のネットワークづくりを進める。また、高度医療機器などの共同利用など、県立病院の施設や設備について地域への開放を進める。

(3) 社会的な要請への協力

公的機関からの医療に係る鑑定や調査、講師派遣等の社会的な要請に対し、引き続き柔軟に対応していく。

5 災害等における医療救護

地震などによる大規模災害の発生が危惧される静岡県の県立病院として、災害等への日頃からの備えを進め、発生時には静岡県医療救護計画等に基づき、医療救護活動に従事する。

(1) 医療救護活動の拠点機能

日頃から実戦的な災害医療訓練を定期的を開催するなど、医療救護活動の拠点となる病院としての機能を維持向上していくとともに、災害等の発生時には重篤患者の受入れ、県内外DMAT（災害派遣医療チーム）・DPAT（災害派遣精神医療チーム）との連携など求められる機能を発揮する。特に、県立総合病院は基幹災害拠点病院として県内の災害医療の中心的役割を、県立こころの医療センター及び県立こども病院は、それぞれの分野で基幹的役割を果たすことができるよう体制整備に取り組む。

(2) 他県等の医療救護への協力

災害時医療救護派遣マニュアルに基づき、速やかに医療チームを派遣できるように定期的な要員訓練や、マニュアルの点検を行う。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

業務運営に関しては、医療の質の向上のため、適切な職員配置や組織づくりに努めるとともに、業務改善への職員の意欲を高め、効率的な業務運営の実現を図る。

1 簡素で効率的な組織づくり

医療環境の変化や県民の医療ニーズに的確に応じられるよう簡素で効率的な組織づくりを進めるとともに、適時適切な意思決定ができる組織運営に努める。

2 効率的な業務運営の実現

県立病院が有する人的、物的等医療資源を有効に活用するため、常に効率的な業務運営に取り組むとともに、経営情報を共有し職員の経営意識の醸成を図る。

- ・各職員が専門性を十分に発揮できるよう体制を整備するとともに、業務量に応じた柔軟な職員配置に努める。
- ・診療報酬など収入の適正な確保を図るとともに、業務の内容に応じた多様な契約手法の活用や事務の効率化などによるコスト縮減に取り組み、効率的な業務運営に努める。
- ・常に経営情報を把握するとともに、適時適切な措置を講じられるよう体制を整備する。また、経営情報を職員が共有するなど、職員全員の経営意識の向上に努める。

3 事務部門の専門性の向上

経営管理機能を強化するため、引き続き法人固有の事務職員を採用するとともに、専門性の向上に計画的に取り組む。併せて、急速な経営環境の変化にも迅速に対応できるよう病院運営や医療事務等に精通した人材の確保に努める。

4 業務改善に不断に取り組む組織風土の醸成

業務の改善改革への取組を奨励し、その活動を積極的に評価するとともに、職員の意見が反映されやすい風通しの良い組織運営を進めるなど、職員の意欲が高い活気に溢れた病院づくりに取り組む。

第4 予算、収支計画及び資金計画

「第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」で定めた計画を確実に実施することにより、業務運営の改善及び効率化を進めるなどして、第2期中期目標期間を累計した損益計算において、経常収支比率を100%以上とすることを旨とする。

業務運営に当たっては、日頃から経営状況を的確に把握するとともに、社会保障制度の見直しや診療報酬の改定など、病院経営に大きく関わる環境変化に対しても適切な対応を図る。これら取組を通じて、中長期的な病院運営の健全化や経営基盤の強化を図る。

1 予 算

2 収支計画 (別表のとおり)

3 資金計画

第5 短期借入金の限度額

1 限度額

2,000 百万円

2 想定される短期借入金の発生理由

賞与の支給等、資金繰り資金への対応

第6 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

なし

第7 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、病院施設の整備、医療機器の購入等に充てる。

第8 料金に関する事項

1 使用料及び手数料

理事長は、使用料及び手数料として、次に掲げる額を徴収する。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）第76条第2項（同法第149条において準用する場合を含む。）及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第71条第1項の規定に基づく方法により算定した額

(2) 健康保険法第 85 条第 2 項及び第 85 条の 2 第 2 項（これらの規定を同法第 149 条において準用する場合を含む。）並びに高齢者の医療の確保に関する法律第 74 条第 2 項及び第 75 条第 2 項の規定に基づく基準により算定した額

(3) (1)、(2)以外のものについては、別に理事長が定める額

2 減免

理事長は、特別の理由があると認めるときは、使用料及び手数料の全部又は一部を減免することができる。

第 9 その他県の規則で定める業務運営に関する事項

1 中期目標期間中の長期借入金の限度額

総額 28,727 百万円

2 積立金の処分に関する計画

第 1 期中期目標期間の最終事業年度終了後、地方独立行政法人法第 40 条の処理を行ってなお積立金があるときは、病院施設の整備、医療機器の購入等に充てる。

3 その他法人の業務運営に関し必要な事項

県民の医療ニーズの変化や医療技術の進展など、環境の変化に対応し、必要に応じ、計画等の見直しを行う。